

保険証の変更、保険料の決定について

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）からお知らせです



長寿医療（後期高齢者）被保険者証が変わります 8/1

平成20年4月より長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が始まり、被保険者の皆さんには長寿医療制度の保険証をお使いいただきます。

現在お使いの保険証は有効期限が「平成20年7月31日」となっており、8月以降は使用できなくなります。平成20年8月よりお使いいただく保険証は、7月下旬までにお住まいの役場（注1）から、被保険者の皆さんに郵送します。8月からはこの保険証をお使いください。

## 一部負担金の割合が「3割」となる方

現役並み所得（住民税課税所得が145万円以上）のある長寿医療（後期高齢者医療）の被保険者及び同じ世帯の被保険者。ただし、長寿医療の被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満であると確定申告の写しなどを添えて申請した場合は、窓口負担が「1割」になります。  
※平成20年8月から平成22年7月までの間、住民税課税所得145万円以上かつ、収入額383万円以上の被保険者（世帯に他の被保険者がいない場合に限る）であって、世帯内の70歳以上75歳未満の方も含めた収入が520万円未満の方は、申請により自己負担限度額についてのみ「一般」が適用されます。

ら藤色に変わります。保険証が届きましたら、住所、氏名、生年月日、性別、一部負担金の割合（1割または3割）をご確認ください。

一部負担金の割合は、平成19年

中の所得に応じて判定されますので、前回と割合が違う場合があります。8月になっても保険証が届かないなど、ご不明な点がありましたら、役場の担当窓口までお問い合わせください。

（注1）県外の広域連合が発行する保険証をお持ちの方は、「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示がある広域連合または「住所」に表示のある市区町村にお問い合わせください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付には申請が必要です

現在交付を受けている方の限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）も、有効期限が「平成20年7月31日」となっており、8月以降は使用できなくなります。減額認定証の交付には申請が必要となりますので、交付を希

望される方は役場の担当窓口に申請をしてください。  
有効期限の過ぎた保険証及び減額認定証は無効となり使用できません。無効となった保険証などをご自分で処分される場合は、細かく裁断するなどして、個人情報情報が漏れないよう十分ご注意ください。また、役場へ返却していただいても結構です。

## 平成20年度長寿医療制度の保険料について

平成19年中の所得に基づき、8月に平成20年度の長寿医療制度の保険料を決定します。

既に仮徴収により保険料を納付されている方は、決定した保険料額からこれまで納めていただいた額を差し引いた、残りの額を納めていただくこととなります。

なお、被用者保険の被扶養者であった方については、8月に保険料に関して通知いたしますが、実

際に保険料を納めていただくのは、10月以降となります。上の表をご確認ください。

## 被用者保険の被扶養者であった方の保険料について

長寿医療制度の被保険者となった日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方については、保険料軽減の特別措置が講じられています。広域連合は次の流れにより、この特別措置の対象者を確認し、保険料を算出します。

### 健康保険組合の場合

- ①被保険者（扶養する息子さんなど）は、「被扶養者の資格喪失届」を会社などに提出。
- ②会社などは、その該当者データを健康保険組合へ送付。
- ③健康保険組合は、当該データを社会保険診療報酬支払基金に送付。
- ④社会保険診療報酬支払基金は、当該データを広域連合に送付。
- ⑤広域連合は、そのデータを基に保険料を算出。

## 平成20年度長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料の徴収スケジュール

3月まで加入していた健康保険	被用者保険（会社の社会保険など）					
	国民健康保険または国保組合		本人		被扶養者	
徴収方法	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
決定後の保険料額に基づく徴収時期	10月以降の年金給付月 ※4,6,8月は仮徴収期間	8月以降翌年3月までの毎月	8月,9月は普通徴収 10月以降特別徴収	8月以降翌年3月までの毎月	10月以降の年金給付月	10月以降翌年3月までの毎月
保険料に係る通知書の発送時期	8月上旬	8月上旬	8月上旬	8月上旬	8月上旬	8月上旬

### 3月末日まで被用者保険の被保険者本人であった方

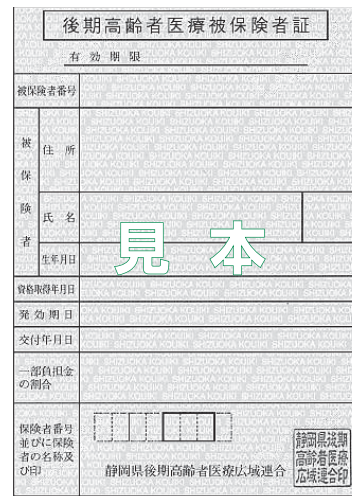
3月末日まで被用者保険の被保険者本人であった方については、平成20年度の徴収方法が8月、9月は普通徴収となり、10月以降特別徴収に変更されます。平成21年度以降は4月から特別徴収となります。

### 普通徴収となる方

- ①年金受給額が年額18万円未満である方。
  - ②長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料と介護保険料との合計が年金額の2分の1を超えてしまう方。
- ※なお、複数の年金を受給されている方については、特別徴収対象年金には年金保険者、年金種別に優先順位があるため、年金受給総額が年額18万円以上の方でも特別徴収とならず、普通徴収となる方もいます。

### 被用者保険の被扶養者であった方で4月より仮徴収が実施された方

被用者保険の被扶養者であった方で4月より仮徴収が実施された方については、確定賦課後、速やかに還付のご案内をいたします。



新しい保険証（藤色）  
今回お届けする新しい保険証は  
8月1日からご使用ください。